

大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設の
研究設備等利用負担金に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、大阪大学産業科学研究所附属量子ビーム科学研究施設の研究設備等（以下「研究設備等」という。）の利用に伴う利用負担金の徴収に必要な事項を定めるものとする。

(利用負担金)

第2条 研究施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用に要する費用（以下「利用負担金」という。）を負担しなければならない。

(負担方法)

第3条 利用負担金は、次の各号に掲げる方法により徴収するものとする。

- (1) 学内経費(科学研究費補助金等の預かり補助金を除く。)の場合にあつては、当該予算の振替処理（以下「予算振替」という。）により行う。
- (2) 前号以外の場合にあつては、大阪大学が発する請求書の発送（以下「請求」という。）により行う。

(予算振替)

第4条 前条1号の負担方法による利用負担金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、適時、予算振替を行う。

- 2 利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に予算振替を行う。

(請求)

第5条 第3条2号の負担方法による利用負担金は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位として集計し、半期毎に請求を行う。

- 2 利用期間が終了した場合は、前項にかかわらずその翌月に請求を行う。
- 3 利用者は、利用負担金を本学が指定する期日までに指定する金融機関口座に振り込まなければならない。
- 4 利用負担金を振り込む際の振込手数料は、利用者の負担とする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

別 表

研 究 設 備 等 名	利 用 負 担 金
コバルト60照射装置	1,000 円/時間
L-バンド電子加速器	10,000 円/日
R F 電子銃付 S バンド電子加速器	5,000 円/日
150 MeV S-バンド電子加速器	5,000 円/日